特別養護老人ホーム 亀 寿 苑
運　営　規　程

（事業の目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人ケアフル亀山が設置運営する指定介護老人福祉施設が、介護保険法で規定された指定介護老人福祉事業を、法の理念に基づき高齢者が自立した生活を送ることができるように必要な事項を定めることを目的とする。

（運営方針）

第2条　施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

2　入居者の意思及び人権を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスを提供する。

3　明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを尊重した運営を行い、市町村、居宅介護支援業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条　名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名　称　　特別養護老人ホーム　亀寿苑　（以下「事業所」という。）

(2)所在地　　三重県亀山市阿野田町 2443-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　本事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　　1名（常勤）
　所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2)　医師　　1 名（嘱託）
　入居者の健康管理及び療養上の管理を行う。

(3)　生活相談員　　1 名（常勤）
　入居者及び家族に対して日常生活の相談、援助を行う。

(4)　介護職員　　27 名（常勤）　9 名（非常勤）
　入居者に対し、施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援し居宅復帰できるよう努める。

(5)　看護職員　　3 名（常勤・兼務）
　入居者の健康保持のための適切な措置をとる。

(6)　管理栄養士　　1 名（常勤）
　入居者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立及び調理指導を行う。

(7)　機能訓練指導員　3 名（常勤・兼務）

入居者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（8）　介護支援専門員　1名（常勤）

入居者に対し、施設サービス計画の作成にあたる。

（入居定員）

第5条　入居定員及びユニットごとの定員を次のとおりとする。

（1）入居定員　　50名

（2）ユニット数　　5ユニット

（3）ユニットごとの定員　1ユニットにつき　10名

（入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容）

第6条　施設サービス計画の作成

（1）管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

（2）介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

（3）介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当る他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

（4）介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得る。

（5）介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当たる職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、施設サービス計画の変更を行う。

2　施設サービスの方針

（1）　入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。

（2）　サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

（3）　職員は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

（4）　サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

当該入居者又は他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの条件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが慎重に実施されるケースに限られる。その場合、その様態・時間・当該入居者の心身の状況・緊急やむを得なかった理由等を記録しなければならない。

（5）　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3　要介護認定の申請にかかる援助

要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行う。

4　介護サービスの内容

(1)介護

・入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行う。

・1週間に2回以上適切な方法により入居者を入浴させ又は清拭を行う。

・入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

・おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。

・入居者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

・入居者に対し、その負担により、職員以外のものによる介護をうけさせない。

(2)食事の提供

・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。

・入居者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して行うよう努める。

(3)相談及び援助

・常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

(4)社会生活上の便宜の供与等

・教養娯楽設備を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

・入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者の同意を得て代わって行う。

・常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(5)機能訓練

・入居者に対しその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(6)健康管理

・医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意して必要に応じ健康保持のための適切な措置を執る。

(7)栄養管理

・入居者に対する栄養管理について、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとし栄養管理を計画的に以下の手順で実施

(1)　施設入居時に栄養状態を把握し、多職種(医師、介護支援専門員、管理栄養士、看護師等)が連携して入居者ごとの摂取・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成

(2)　栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録

(3)　栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直しする

(8)口腔衛生の管理

・入居者の状態に応じた口腔衛生管理を以下の手順で実施

(1)　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛

生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施

（2） 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること（口腔衛生の管理体制に係る計画相当の内容を施設サービス計画内に記載して計画の作成に代えることができる）

（3） 助言を行った歯科医師

（4） 歯科医師からの助言の要点

（5） 具体的方策

（6） 施設における実施目標

（7） 留意事項・特記事項

（8） 必要に応じて、定期的に計画を見直す

（利用料及びその他の費用）

第7条 サービスを提供した場合の利用料は次のとおりとする。

1 当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。当該施設サービスが法定代理受領に該当しないサービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。

・当該施設サービスが法定代理受領サービスであるとき、社会福祉法人による利用者負担軽減対象者は上記負担額を減額する。その負担減額割合は、利用者負担の 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）を原則とする。

2 食費 1日 1,680 円

ただし、利用者負担第一段階に該当の入居者については、1 日 300円

利用者負担第二段階に該当の入居者については、1 日 390 円

利用者負担第三段階に該当の入居者については、1 日 ① 680 円 ② 1,420 円

・社会福祉法人による利用者負担軽減対象者は上記負担額を減額する。その負担減額割合は、利用者負担の 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）を原則とする。

3 居住費 1日 1,970円

（内訳 居室及びユニット部分の建設費 860円

〃 光熱水費 440円

〃 修繕費 400円

〃 器具や備品の購入費用 270円

ただし、利用者負担第一段階に該当の入居者については、1 日 880 円

利用者負担第二段階に該当の入居者については、1 日 880 円

利用者負担第三段階に該当の入居者については、1 日 ① 1,370 円 ② 1,470 円

・社会福祉法人による利用者負担軽減対象者は上記負担額を減額する。その負担減額割合は、利用者負担の 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）を原則とする。

・居住費の額は電気代等の前年度の実績に基づき決定し、1年ごとに額の変動があり、居住費の額を変更する時は、事前に報告する。

・入院や 外泊等で一時居室を空けられる場合も居住費は負担する。（ただし、光熱水相当額は除く。）

4 理美容サービス、特別な食事、レクリエーション行事等、インフルエンザ等の予防接種、日常生活上必要となる諸費用については実費負担

（施設利用に当たっての留意事項）

第8条　入居

・本事業所は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。

・本事業所は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

2　退居　次の場合は、退所となる。

・本人が退居を申し出たとき。

・入居者が死亡したとき。

・入居者が入院し、概ね3ヶ月以内に退院できない者。

・入居者が入院加療、継続的治療が必要な者で、施設サービス提供が困難であるとき。

・入居者が居宅において日常生活を営むことが可能な者。

・正当な理由なしにサービスの利用に従わず、要介護の程度が増進すると認められる者。

・偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき。

・利用負担金を長期にわたり滞納した者。

3　退居の措置

・入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者の情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密にする。

4　外出・外泊

・入居者が、外出又は外泊をしようとするときはその都度、外出先、外泊先、用件、帰着する予定時を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

5　面会

・入居者が外来者と面会するときは、面会簿に名前を記入するものとする。

6　健康保持

・入居者は、努めて健康に留意するものとし、本事業所で行う健康診断は特別の事由がないかぎり、これを拒否してはならない。

7　身上変更届出

・入居者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに施設職員に届けなければならない。

8　施設内禁止行為　入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

・宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

・喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。

・指定した場所以外で火気を用い、又就寝し、若しくは寝具の上で喫煙すること。

・故意に施設若しくは物品に障害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。

・金銭又は物品によって賭事をすること。

・施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。

・無断で備品の位置又は形状を変えること。

（ハラスメントの禁止）

第9条　利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。

① パワーハラスメント

イ）身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）

ロ）精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）

② セクシュアルハラスメント（職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

③ カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為）

④ その他のあらゆるハラスメント行為

事業所又はサービス従事者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載する行為

職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消する場合がある。

※ BPSD による行為についてはハラスメントと区別する。

（非常災害対策）

第10条 本事業所は、非常災害に関して消防計画に沿って非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第11条　入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　当事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

（秘密保持等）

第12条　職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　職員であった者が、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3　居宅支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（苦情処理）

第13条　その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2　入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第14条　運営に当って、地域住民または、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第15条　入居者の病状の急変、その他事故が発生したときは、速やかに、協力医療機関及び家族等へ連絡を行い必要な措置を講ずる。

2　入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第16条　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年 2 回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

（2）　虐待防止のための指針の整備

（3）　従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（5）　施設内外における虐待を受けたと思われる、またその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人理事長へ報告の上、保険者に通報する。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第17条　施設は、介護に携わる全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

2　施設は、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を次のように講じるものとする。

（2）　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（3 か月に 1 回以上）

（3）　従業者への委員会結果の周知

（4）　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（5）　研修・訓練（シミュレーション）の実施（年 2 回以上）

3　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を次のように講じるものとする。

（2）　業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し

（3） 従業者への業務継続計画の周知

（4） 研修・訓練（シミュレーション）の実施

5 会計の区分

本事業所の会計をその他事業の会計と区分する。

6 記録の整備

本事業所は、従業員、設備、会計に関する諸記録を整備する。又、入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

掲示

本事業所は、施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示する。

（附則）

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

この規程は，平成17年10月1日から施行する。

この規程は，平成18年9月1日から施行する。

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

この規程は，令和３年１月1日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年12月１日から施行する。

この規定は、令和８年４月１日から施行する。

この規定は、令和８年８月１日から施行する。